

## 宮城県公報

発行  
宮 城 県  
(総務部私学文書課)  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
(毎週火、金曜日発行)

## 目 次

## 規 則

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規

則

## 告 示

○生活保護法による指定医療機関の廃止の届出

○生活保護法による指定医療機関の変更の届出

○生活保護法による指定医療機関の辞退

○生活保護法による指定介護機関の廃止の届出

○生活保護法による指定介護機関の指定

○県営土地改良事業の換地計画に関する非農用地区域内に換地する土地の

指定

○土地収用法に基づく事業の認定

○都市計画の変更

○建築士免許の取消し

○土地改良区の定款変更の認可

## 教育委員会

○宮城県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則

○校長及び教員の採用手続に関する規則の一部を改正する規則

○地方機関等文書規程の一部を改正する訓令

## 公安委員会

○警備法第四十二条第二項第一号に規定する機械警備業務管理者講習の

実施

(循環型社会推進課)

(社会福祉課)

(同)

(同)

(同)

(同)

(農村整備課)

(用地課)

(都市計画課)

(建築宅地課)

(北部地方振興事務所)

三

三

三

一

七

七

ページ

## 規 則

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年九月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

## ○宮城県規則第五十号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則(昭和五十三年宮城県規則第七号)の一部を次のよう

に改正する。

第二条中第三十三号を第三十四号とし、第二十号から第三十二号までを一号ずつ繰り下げ、同条第十九号中「様式第十一号の四」を「様式第十一号の五」に改め、同条第二十号とし、同条第十八号中「様式第十一号の三」を「様式第十一号の四」に改め、同条第十九号とし、同条第十七号中「様式第十一号の二」を「様式第十一号の三」に改め、同条第十八号とし、同条第十六号の次に次の一号を加える。

十七

省令第五条の五の二の二第二項及び省令第五条の十の二第二項の申請書 様式第十一号

の二

様式第三号の三中「右欄含有一般廃棄物の処理量」の下に「をのみ、当該施設が水銀処理物を処理

する場合にあつては、水銀処理物の処理量」を加える。

様式第十号中「右欄含有一般廃棄物」の下に「又は水銀処理物」を加える。

様式第十一号中「右欄含有一般廃棄物」の下に「又は基準適合水銀処理物」を加える。

様式第十一号の四を様式第十一号の五とし、様式第十一号の三を様式第十一号の四とし、様式第十

一号の二を様式第十一号の三とし、様式第十一号の次に次の一様式を加える。

一〇

様式第11号の2 (第2条関係)

(表面)

一般廃棄物最終処分場廃止確認申請書		年 月 日
宮城県知事 殿	申請者	
	住 所	
	氏 名	
	(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	
	電話番号	
<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第9条第5項 (同法第9条の3第11項において準用する場合を含む。) の規定により、一般廃棄物最終処分場の廃止の確認を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。</p>		
設 置 の 場 所		
許可の年月日及び許可番号		
埋め立てた水銀処理物の数量 (㎥)		
埋立地の面積及び埋立ての深さ		
埋立処分の方法		
埋立処分開始年月日		
埋立処分終了年月日		
悪臭の発散の防止に関する措置の内容		
火災の発生の防止に関する措置の内容		
ねずみの生息及び害虫の発生の防止に関する措置の内容		
地下水等の水質の状況		

(裏面)

基準命令第1条の2第2項第4号の規定による覆い厚さ、材料及び強度	厚さ (cm)	材料	強度
基準命令第1条の2第3項第3号の規定により講じた措置の内容			
※ 事 務 処 理 欄			
備考	<ol style="list-style-type: none"> <li>※の欄は記入しないこと。</li> <li>地下水等とは、基準命令第1条第2項第10号の規定により採取された地下水等をいう。</li> <li>基準命令とは、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令 (昭和52年総理府令・厚生省令第1号) をいう。</li> </ol>		

様式第十五号の二中「石綿含有一般廃棄物の処理量」の下に「を含み、当該施設が水銀処理物を処理する最終処分場である場合にあつては、水銀処理物の処理量」を加える。

様式第十五号の三及び様式第十五号の四中「処理する旨」の下に、「当該施設が水銀処理物を処理する最終処分場である場合にあつては、水銀処理物を処理する旨」を加える。

附則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成二十九年十月一日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の規定に基づいて提出された書類は、この規則による改正後の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の相当の規定に基づいて提出されたものとみなす。

告 示

○宮城県告示第八百六十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨届出があつた。

平成二十九年九月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
たかはし矯正歯科	石巻市清水町一―五―八志田ビル二階	平成二十八年六月三十日
アイセイ薬局多賀城山王店	多賀城市山王字中山王十三―一	平成二十八年九月三十日
アイセイ薬局明石台店	黒川郡富谷町明石台六―一―二十	平成二十八年九月三十日
公益財団法人宮城厚生協会古川民生病院附属こた診療所	遠田郡美里町北浦字新原十五番地	平成二十八年九月三十日
小出在宅診療所	登米市登米町日野渡南田二十二―一	平成二十八年十月一日

よねやま歯科診療所

登米市米山町西野字西裏三十九

平成二十八年十月十五日

松浦小児科医院

大崎市古川大宮一丁目一―八十一

平成二十八年十月三十一日

菅原眼科医院

石巻市新橋三―十一

平成二十八年十月三十一日

鈴木忠明歯科医院

多賀城市中央二丁目十三―十一

平成二十八年十二月二十日

丸中外科胃腸科医院

石巻市南中里三丁目十二―二十

平成二十九年一月三十一日

大島医院

気仙沼市高井二百十五番地二

平成二十九年三月三十一日

○宮城県告示第八百六十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり変更した旨届出があつた。

平成二十九年九月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	所 在 地	変 更 年 月 日
めでのしまの郷オレン ジ薬局	名取市愛島笠野田三十八―四百 五十九街区十一画地	平成二十八年十一月五日
医療法人社団桜・秋 桜会さくらの杜歯科 クリニック	名取市愛島郷一―十六―二十五	平成二十八年十二月一日
さくらの杜歯科&ワ ハハキッズデンタル ランド	富谷市明石台五丁目一番十七号	平成二十八年十二月一日

○宮城県告示第八百六十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十一条第一項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定

医療機関から次のとおり指定の辞退があった。

平成二十九年九月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	所 在 地	辞 退 年 月 日
とよま薬局	登米市登米町日野渡南田二十二	平成二十八年十月一日

○宮城県告示第八百六十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により指定した指定介護機関から、次のとおり廃止した旨届出があった。

平成二十九年九月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所の名称	事業所の所在地	開設者の名称	介護サービスの種類	廃止年月日
訪問介護事業つくし	東松島市牛網字平岡三十四番地	合資会社つくし	訪問介護 居宅介護支援	平成十七年三月三十一日

○宮城県告示第八百六十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定介護機関として次のとおり指定した。

平成二十九年九月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 訪問介護

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
訪問介護事業つくし	東松島市牛網字平岡三十四番地	合資会社つくし	東松島市牛網字平岡三十四番地	平成二十九年五月一日

二 居宅療養管理指導



認定をしたので、次のとおり告示する。  
平成二十九年九月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 起業者の名称 登米市
- 二 事業の種類 (仮称) 新登米懐古館整備事業
- 三 起業地

1 取用の部分 登米市登米町登米字寺池桜小路地内

2 使用の部分 なし

四 事業の認定をした理由

次のとおり、法第二十条各号に規定する要件を充足するものと認められる。

1 第一号要件 (仮称) 新登米懐古館整備事業(以下「本件事業」という。)は、地方公共団体(登米市)が設置する庁舎、工場、研究所、試験所その他直接その事務又は事業の用に供する施設であり、法第三十三条第三十一号に該当する。

したがって、本件事業は、法第二十条第一号の要件を充足するものと認められる。

2 第二号要件 本件事業の起業者である登米市は、地方公共団体であり、本件事業に係る予算措置も講じられていることから、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると判断される。

したがって、本件事業は、法第二十条第二号の要件を充足するものと認められる。

3 第三号要件  
(一) 本件事業の施行により得られる公共の利益について

本件事業は、起業者である登米市が平成二十年に策定した「みやぎの明治村とよま」まちづくり計画(以下「まちづくり計画」という。)において、歴史資料等を広く展示紹介し、登米市の歴史研究や観光の拠点として充実させることで登米地区の魅力をさらに高めるための施策の一環として位置づけられた事業であり、平成二十七年に策定した第二次登米市総合計画においても、個別政策として取り上げている「文化財保護と文化・芸術活動の充実」及び「観光の振興」に寄与するものである。

現在の登米懐古館(以下「現施設」という。)は昭和三十六年に建設され、登米伊達家ゆかりの武具や刀剣のほか、貴重な書画、骨董品など、歴史資料として特に重要な資料が展示、收藏されている。しかし、施設が狭あいで、多くの貴重な資料が展示されないままとなっているほか、老朽化が激しく外気の影響を受けやすいことから収蔵品の適切な管理が困難となっている。また、敷地と総合駐車場との間には二十メートルの高低差があり、かつ、敷地内への通路

は階段のみであるため、来館者の利便性が極めて低く、特に障害者や高齢者の入館が困難な状況となっていることから、周辺の歴史資料館と比べ入館者が減少傾向にある。さらに、自動車の乗り入れが出来ないため、展示品や収蔵品の運搬等にも支障が生じている。

このような状況にある中、本件事業の施行により、現施設が抱えている施設の狭あい化、老朽化が解消され、収蔵品の適切な管理が可能となる。また、常設・企画それぞれの展示室やホールを備えるなど、施設も充実されることから、子供たちの学習機会の場としての活用も図られる。さらには、移転により敷地内への自動車の乗り入れも可能となるため、収蔵品の他館への貸し出しや他館からの文化財の借り受けが安全に行えるようになり展示の幅が広がり、かつ、見学者の利便も向上することで入館者の増加が見込まれ、本件事業の目的を満たすことが可能である。また、事業用地内にある登米伊達家ゆかりの建築物である春蘭亭及び旧小関邸と一体整備を行い、登米市の新たな観光拠点として、また、地域社会への情報発信と教育活動の場として整備することにより、市民への恩恵も大きいものである。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存するものと認められる。

(二) 本件事業の施行により失われる利益について

本件事業は、環境影響評価法(平成九年法律第八十一号)及び環境影響評価条例(平成十年宮城県条例第九号)に規定する環境影響評価が義務付けられた事業には該当していない。

そのため、起業者において環境分野における既存資料の調査に加え、宮城県(環境生活部自然保護課)に対し、本件起業地及び周辺地における希少野生動植物情報提供に係る申請を行ったところ、本件起業地を含む登米市登米町登米字寺池地区には、宮城県レッドリストに掲載された種のうち両生類二種、鳥類八種の希少種の生息・目撃情報がある旨の回答を得た。その情報を、本件起業地の近傍を通過する一般国道四十五号三陸縦貫自動車道建設時の環境影響評価書中の現地調査結果と照合し、さらに本件起業地内の現地調査を実施した。本件起業地は寺池地区の中のごく限られた一部の区域であり、既に宅地として利用されており、敷地内に希少種の両生類が生息できるような水路や湿地等はなく、本件事業の施行により生息環境に与える影響は極めて小さいものと考えられる。また、本件起業地は市街地であり、周辺地も建物が建ち並ぶ商業地又は住宅地であるため、希少種の鳥類の営巣地が存在する環境にはないものと考えられる。その上で起業者としては、今後の工事施工にあたり、希少種の存在、飛翔、営巣が確認された場合には、影響を最小限とする工事範囲の見直しや重機類の変更等の対策を講じることとしている。また、本件事業が行われる地域は種々の歴史的建物が建ち並ぶ、登米市景観条例(平成二十四年条例第四号)に基づく登米市景観計画区域であるが、(仮称)新登米懐古館

は景観法（平成十六年法律第百十号）第十六条第五項の規定に基づく行為の届出を行い、制限に適合するものであることが確認されている。

なお、本件起業地内には、文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）に規定する周知の埋蔵文化財包蔵地は存在しない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は、軽微であると認められる。

(二) 事業計画の合理性について

本件事業の起業地は、道路条件等を含む環境面、工事の方法等土地利用に与える影響、補償費や建設費等の経済的条件等を考慮して選定された三候補地の比較検討を経て決定されており、その選定は適切なものと認められる。

(仮称)新登米懐古館は、展示室、ホール、収蔵庫等で構成されているが、その構成はまちづくり計画で示されている役割及び機能を満たすものとなっている。また、展示品の数及び観光客数の見込みから設定された施設の規模は適正で、過大なものではないことが認められる。併せて整備される庭園、アプローチ、緑地帯等も事業目的及び利用者数の見込みに合わせた必要な規模で、過大なものではないことが認められる。また、事業用地内の春蘭亭及び旧小関邸とともに登米伊達家ゆかりの建築物であり、これらを本件事業において一体として整備することで、(仮称)新登米懐古館の展示物や解説を補完する施設として登米伊達家の歴史と当時の文化を一層効果的に伝えることができ、歴史的な建築物の保存の観点からも合理的であると認められる。

したがって、本件事業の事業計画は、合理的であると認められる。

(四) 比較衡量について

(一)で述べた得られる公共の利益と(二)で述べた失われる利益を比較衡量した結果、本件事業の施行により得られる公共の利益が失われる利益に優越すると判断されるとともに、(三)で述べたとおり、本件事業の事業計画が土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと判断されることから、法第二十条第三号の要件を充足するものと認められる。

4 第四号要件

(一) 本件事業を早期に施行する必要性について

本件事業は、平成二十年に策定されたまちづくり計画の中で計画されたものであり、市民から早期の施行を望まれているところである。また、近年において寄贈を受けた登米伊達家ゆかりの文化財の多くが現施設の収蔵庫に収まらず、他の施設に荷を解かれないまま保管されている状況である。さらには施設の老朽化により、収蔵庫の古文書や刀剣類の一部にカビや錆の発生による被害が報告されている状況であることから、(仮称)新登米懐古館の早急な整備が必

要とされているものである。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は、高いと認められる。

(二) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性について

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用又は使用の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要性があると判断されるため、法第二十条第四号の要件を充足するものと認められる。

五 法第二十六条の二第二項の規定による図面の縦覧場所

登米市役所（総務部総務課）

○宮城県告示第八百六十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、気仙沼都市計画を次のとおり変更した。

なお、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該都市計画についての関係図書を宮城県庁（土木部都市計画課）において公衆の縦覧に供する。

平成二十九年九月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類

気仙沼都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

二 都市計画の変更に係る土地の区域

気仙沼都市計画区域の全域

○宮城県告示第八百六十九号

建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第九条第一項の規定により、次のとおり建築士の免許を取り消した。

平成二十九年九月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

免許取消年月日	氏 名	一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別	登録番号	免許取消しの理由
平成二十九年九月十日	飯田 富雄	二級建築士	第三百九十四号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十九年九月十日	阿久津 幸	二級建築士	第三百九十七号	建築士法第九条第一項

平成二十九年九月十日	吉川 良武	二級建築士	第一千三百九十四号	建築士法第九条第一項 第三号に該当するため
平成二十九年九月十日	高浜 弘	二級建築士	第一千三百六十号	建築士法第九条第一項 第三号に該当するため
平成二十九年九月十日	平井 義男	二級建築士	第一千三百四十八号	建築士法第九条第一項 第三号に該当するため
平成二十九年九月十日	栗山 義晴	二級建築士	第一千三百三十五号	建築士法第九条第一項 第三号に該当するため
平成二十九年九月十日	田上 英太	二級建築士	第一千三百十号	建築士法第九条第一項 第三号に該当するため
平成二十九年九月十日	赤間 亨	二級建築士	第一千二百二十八号	建築士法第九条第一項 第三号に該当するため
平成二十九年九月十日	櫻田 國男	二級建築士	第一千二百十六号	建築士法第九条第一項 第三号に該当するため
平成二十九年九月十日	高橋 康男	二級建築士	第一千八十一号	建築士法第九条第一項 第三号に該当するため
平成二十九年九月十日	千葉 寛	二級建築士	第一千六十一号	建築士法第九条第一項 第三号に該当するため
平成二十九年九月十日	木村 昭一	二級建築士	第一千五十九号	建築士法第九条第一項 第三号に該当するため
平成二十九年九月十日	芳賀 義雄	二級建築士	第一千五十八号	建築士法第九条第一項 第三号に該当するため
平成二十九年九月十日	藤田 辰男	二級建築士	第九百三十七号	建築士法第九条第一項 第三号に該当するため
平成二十九年九月十日	鈴木 昭三	二級建築士	第八百九十四号	建築士法第九条第一項 第三号に該当するため
平成二十九年九月十日	武田 光恭	二級建築士	第八百八十一号	建築士法第九条第一項 第三号に該当するため
平成二十九年九月十日	加藤 和夫	二級建築士	第八百三十三号	建築士法第九条第一項 第三号に該当するため
平成二十九年九月十日	丹野 久	二級建築士	第七百八十四号	建築士法第九条第一項 第三号に該当するため
平成二十九年九月十日	小笠原 正	二級建築士	第七百八号	建築士法第九条第一項 第三号に該当するため
平成二十九年九月十日	小畑 又太	二級建築士	第六百九十二号	建築士法第九条第一項 第三号に該当するため
平成二十九年九月十日	八木橋 進	二級建築士	第六百五十九号	建築士法第九条第一項 第三号に該当するため
平成二十九年九月十日	男阿久津 勝	二級建築士	第六百二十二号	建築士法第九条第一項 第三号に該当するため
平成二十九年九月十日	蔵			第三号に該当するため
平成二十九年九月十日	高橋 清見	二級建築士	第一千七百六十一号	建築士法第九条第一項 第三号に該当するため
平成二十九年九月十日	高橋 春夫	二級建築士	第一千七百五十二号	建築士法第九条第一項 第三号に該当するため
平成二十九年九月十日	加藤 浩三	二級建築士	第一千七百二十八号	建築士法第九条第一項 第三号に該当するため
平成二十九年九月十日	鈴木 明	二級建築士	第一千七百二十六号	建築士法第九条第一項 第三号に該当するため
平成二十九年九月十日	遠藤 正春	二級建築士	第一千六百六十五号	建築士法第九条第一項 第三号に該当するため
平成二十九年九月十日	阿部 春二	二級建築士	第一千六百六十四号	建築士法第九条第一項 第三号に該当するため
平成二十九年九月十日	森 桂次郎	二級建築士	第一千六百十二号	建築士法第九条第一項 第三号に該当するため
平成二十九年九月十日	歌書 忠男	二級建築士	第一千六百十一号	建築士法第九条第一項 第三号に該当するため
平成二十九年九月十日	井上 重博	二級建築士	第一千五百七十九号	建築士法第九条第一項 第三号に該当するため
平成二十九年九月十日	渡辺 幸一	二級建築士	第一千五百七十四号	建築士法第九条第一項 第三号に該当するため
平成二十九年九月十日	多田 弘	二級建築士	第一千五百六十三号	建築士法第九条第一項 第三号に該当するため
平成二十九年九月十日	阿部 善一	二級建築士	第一千五百五十五号	建築士法第九条第一項 第三号に該当するため
平成二十九年九月十日	小野寺 和男	二級建築士	第一千五百二十六号	建築士法第九条第一項 第三号に該当するため
平成二十九年九月十日	遠藤 誠	二級建築士	第一千五百十九号	建築士法第九条第一項 第三号に該当するため
平成二十九年九月十日	石井 久一	二級建築士	第一千四百八十六号	建築士法第九条第一項 第三号に該当するため
平成二十九年九月十日	小野寺 哲也	二級建築士	第一千四百八十一号	建築士法第九条第一項 第三号に該当するため
平成二十九年九月十日	松田 克也	二級建築士	第一千四百五十五号	建築士法第九条第一項 第三号に該当するため
平成二十九年九月十日	菅原 富雄	二級建築士	第一千四百四十四号	建築士法第九条第一項 第三号に該当するため
平成二十九年九月十日	阿部 悦三	二級建築士	第一千四百四十三号	建築士法第九条第一項 第三号に該当するため
平成二十九年九月十日	菅原 正輝	二級建築士	第一千四百三十八号	建築士法第九条第一項 第三号に該当するため
平成二十九年九月十日			号	第三号に該当するため

九日					号	第三号に該当するため
平成二十九年九月十日	菅原 芳郎	二級建築士	第七百七十五号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため		
平成二十九年九月十日	江田 安信	二級建築士	第七百八十三号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため		
平成二十九年九月十日	宍戸 敏成	二級建築士	第七百八十四号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため		
平成二十九年九月十日	半田 勉	二級建築士	第七百八十五号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため		
平成二十九年九月十日	遠藤 源喜	二級建築士	第七百九十二号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため		
平成二十九年九月十日	菅原 勝吉	二級建築士	第七百九十五号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため		
平成二十九年九月十日	今野 義吉	二級建築士	第八百二十六号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため		
平成二十九年九月十日	鈴木 宏	二級建築士	第八百五十四号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため		
平成二十九年九月十日	三田 光雄	二級建築士	第八百九十一号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため		
平成二十九年九月十日	内藤 福治	二級建築士	第九百五十五号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため		

○宮城県告示第八百七十号

美里東部土地改良区の定款変更について、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、平成二十九年九月十九日認可した。

なお、この認可があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの認可に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成二十九年九月二十六日

宮城県北部地方振興事務所

所長 高橋 彰

教育委員会

宮城県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年九月二十六日

宮城県教育委員会

○宮城県教育委員会規則第十四号

宮城県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則  
宮城県教育委員会行政組織規則（昭和四十一年宮城県教育委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。  
第二十条第二項の表宮城県南三陸教育事務所の項を次のように改める。

宮城県気仙沼教育事務所	気仙沼市	気仙沼市、本吉郡
-------------	------	----------

附則

この規則は、平成二十九年十月十日から施行する。

校長及び教員の採用手続に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年九月二十六日

宮城県教育委員会

○宮城県教育委員会規則第十五号

校長及び教員の採用手続に関する規則の一部を改正する規則

校長及び教員の採用手続に関する規則（昭和三十一年宮城県教育委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

様式第八号中「（註）」を「（註）」に改める。

附則

この規則は、平成二十九年十月十日から施行する。

地方機関等文書規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十九年九月二十六日

宮城県教育委員会

教育長 高橋 仁

○宮城県教育委員会訓令甲第四号

地方機関等文書規程の一部を改正する訓令

地方機関等文書規程（昭和四十八年宮城県教育委員会訓令甲第三号）の一部を次のように改正する。  
別表中「宮城県南三陸教育事務所 南教」を「宮城県気仙沼教育事務所 気教」に改める。

附則

この訓令は、平成二十九年十月十日から施行する。

### 公安委員会

○宮城県公安委員会告示第125号

警備業法（昭和47年法律第117号）第42条第2項第1号に規定する機械警備業務管理者講習を次のとおり実施する。

平成29年 9月26日

宮城県公安委員会委員長 森山 博

1 講習実施期日  
平成29年11月7日（火）から同月10日（金）までの4日間

2 実施場所  
仙台市泉区天神沢1丁目4番11号  
一般社団法人宮城県警備業協会

3 受講定員  
40人程度

4 事前申込み

(1) 受付専用電話

宮城県警察本部生活安全部生活安全企画課受付専用電話（022-224-7311）にて事前申込みを受け付ける。（氏名、住所、連絡先電話番号、勤務先等を聴取）

なお、受付は先着順とし、1回の電話での受付は1人とする。また、定員に達した場合は期間内であっても締め切ることとする。

(2) 受付期間

平成29年10月10日（火）から同月16日（月）までの上、日曜日を除く5日間（10月10日から同月13日までは午前9時から午後5時まで、最終日のみ午後3時まで）

5 受講手続

(1) 申込み受付期間  
平成29年10月17日（火）から同月23日（月）までの上、日曜日を除く5日間（午前9時から午後5時まで）

(2) 申込書の提出先  
事前申込みの際に申込先警察署を指定するので、申請受付期間内に指定された警察署生活安全課に提出すること。

なお、郵送及び代理人による提出は受け付けない。

(3) 提出書類

機械警備業務管理者講習受講申込書 1通

(4) 受講手数料

公安委員会関係手数料条例（平成12年宮城県条例第21号）第2条第1項の表68の項に基づき、38,000円の額に相当する宮城県収入証紙により、受講申込時に納付すること。

6 講習の委託先

仙台市泉区天神沢1丁目4番11号  
一般社団法人宮城県警備業協会

7 その他

講習に関する問い合わせ先 宮城県警察本部生活安全企画課  
（電話番号022-221-7171 内線3054、3055）